

○ (仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設の整備に伴う生活環境影響調査書縦覧状況及び意見に対する見解について

1. 調査書の縦覧状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)及び「朝霞和光資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」(令和3年条例第5号)第3条の規定に基づき、生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供し、生活環境保全上の見地から意見募集を行いました。縦覧の期間及び場所、縦覧者の人数は以下のとおりです。

- ・ 縦覧の期間：令和4年11月1日(火)から令和4年11月30日(水)まで
午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、国民の祝日は除く)
※ 板橋区役所においては、午前8時30分から午後5時まで
- ・ 縦覧の場所：

①朝霞和光資源循環組合 施設課	埼玉県和光市広沢1番5号
②和光市役所 環境課	埼玉県和光市広沢1番5号
③朝霞市役所 環境推進課	埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号
④戸田市役所 環境課	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
⑤板橋区役所 環境政策課	東京都板橋区板橋2丁目66番1号

※ 朝霞和光資源循環組合ホームページにおいても縦覧開始日以降公表
- ・ 縦覧者の人数： 0名

2. 意見の内容と意見に対する見解

(1) 意見書の提出について

朝霞和光資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(令和3年2月2日条例第5号)第5条の規定に基づき、令和4年12月14日(水)まで生活環境の保全上の見地からの意見を求めました。

- ・ 意見書の提出期限：令和4年12月14日(水)
- ・ 意見書の受付場所：(持参) 朝霞和光資源循環組合 施設課 (和光市役所5階)
(郵送) 〒351-0192
埼玉県和光市広沢1番5号 朝霞和光資源循環組合 宛
(FAX) 048-462-7710
(E-mail) jimukyoku@asawa-junkankumiai.jp
- ・ 意見書の提出件数：1件

(2) 意見の内容と意見に対する見解

寄せられた意見の内容と意見に対する見解は以下のとおりです。

項目	意見の内容	見 解
大気質	<p>現和光市清掃センターから 1,500m ほどのところに居住しています。貴施設よりも 20m ほど高い位置台地上にあるため、貴施設の煙突が見え、煙及び臭気が吹き付けます。</p> <p>特に秋から冬にかけての北よりの風が強い時には、板橋区側にも煙や臭気が多く流れてきます。</p> <p>現和光市清掃工場は、老朽化しているため煙等の排出が多く、完全に燃焼しているか疑問です。</p> <p>板橋区側の板橋清掃工場の煙突も見えますが、煙はひどくなく、臭気も感じられません。</p> <p>かつてこの清掃工場の周りでは、産廃業者が夜になると野焼きをしていて、板橋区側では大変な迷惑を被っていました。野焼きは埼玉県による厳しい規制により、ほぼなくなってきましたが、今もって現和光市清掃工場は自治体による野焼きに近いものがありますので、早急に大規模改修するか和光市単独で新設してください。</p> <p>ごみ広域処理施設整備計画にあるところの和光市清掃工場の現在地付近での建て替えは、以下の理由により絶対反対します。</p> <p>①人口が和光市の 1.7 倍の朝霞市のごみまで燃やそうとすると、現在に比べ 2.7 倍のごみを燃やすことになるので、現在以上に近接地域への迷惑が増大する。</p> <p>②他自治体である朝霞市のごみを処理することは、ごみの自区域内処理の原則に反する。朝霞市と合併するならともかく、合併はしない、ごみは全部引き受ける（財政的観点からかでは、近接地域への迷惑増大が起きて、筋が通らない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>新ごみ処理施設から排出される排ガスについては、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法等の基準値よりもさらに厳しい環境保全目標値を設定し運用することとしており、ばいじんや窒素酸化物、ダイオキシン類については、現在稼働中の和光市清掃センターより厳しい基準値を採用いたします。</p> <p>ダイオキシン対策等の必要性、ごみの最終処分場の確保難、リサイクルの推進や熱エネルギーの効率的回収の必要性の高まり等の課題に対応するため、国は「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9（1997）年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）の通知を各都道府県に発出し、ごみ処理の広域化を推進しています。</p> <p>また、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、廃棄物処理の非効率化などの理由によって市町村単位によるごみ処理が難しくなってきたことなどから、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成 31（2019）年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）の通知を発出し、処理施設の集約化等によって安定的・効率的な処理を目指すよう広域化の必要性を促しています。</p> <p>このような流れを受けて全国的に複数の市町村が共同で処理を行う「ごみ処理の広域化」が進められているところであり、朝霞市・和光市においても、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ広域処理体制を構築するため、本施設の整備を計画しています。</p> <p>平成 30(2018)年 8 月に両市は、ごみ焼却施設を共同で建設しごみ処理を行うこと、今回のごみ焼却処理施設の建設は和光市内とし、次回のごみ焼却処理施設は朝霞市内とすること等を取り決めた基本合意書を締結しています。</p>

注) 意見の内容は原文のまま記載しました。